

岡山大学研究ポリシー

平成16年4月1日制定
平成18年12月4日改定
平成27年4月1日改定
平成29年2月15日改定
平成30年4月1日改定
令和5年10月30日改定
令和8年3月5日改定

岡山大学は、“高度な知の創成・創発・継承を通じた、人類社会の持続可能な未来の実現”をミッションとしている。さらに、岡山大学は、国立大学法人岡山大学研究大学宣言を制定し、すべての活動の根幹を「研究力・イノベーション創出」に置き、世界と伍し、かつ地域の中核となる研究大学として社会とともに在り続けることを表明している。これは、岡山大学長期ビジョン2050「地域と地球の未来を共創し、世界の革新に寄与する研究大学」の実現に根ざしたものである。

このような岡山大学のミッション、ビジョンを達成・実現するために、岡山大学及び所属する全ての研究活動に従事する者は、自らの自由な発想のもとに真理を探究する権利を享受するとともに、専門家として国民の負託にこたえなければならない重大な責務を有する。

このため岡山大学は、本学及び研究活動に従事する者の自律性に依拠する行動規範に関わる以下の研究ポリシーを制定する。なお、本ポリシーには研究の産業化や社会実装等のイノベーション創出に関わる点も含むものとする。

1 研究の自由

岡山大学は、研究活動に従事する者の自発的意志と自律性に基づく真理探究に関する活動を尊び、学問研究、思想、及び表現の自由を保障する。

2 研究の倫理性

研究活動に従事する者は、人間の尊厳、健康及び生命の安全に関する権利を尊重する。人権やプライバシー、個人情報、著作権等を守り、遺伝子組換えや動物実験、生成系AI等に関する倫理規範と関連規程を遵守する。

3 研究の自律性

研究活動に従事する者は、研究成果を学問体系の中に位置づけ、その成果が過去・現在・未来の社会に及ぼす影響を省察する。

4 研究の公開性

研究活動に従事する者は、学術研究の成果を論文、著書等として積極的に公表し、研究活動に従事する者の相互や本学を含めた学術界のみならず、産業界等の社会の評価に積極的に参加する。

5 研究の社会性

岡山大学は、研究成果の公表に留まらず、その影響や効果についてサービス・制度設計や社会実装等の普及活動を通して社会に還元し、貢献する。

6 研究成果の帰属

研究によって得られた知的財産は、原則として岡山大学に帰属する。研究活動に従事する者は、知的財産に関わる研究成果の公表や特許の申請について、関連規程等を遵守し、岡山大学の籍を離れた後もその責任を有する。

7 研究の遂行

研究活動に従事する者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動し、不正行為であるねつ造、改ざん、盗用等を行わない。また、研究者倫理に反するような重複投稿や不適切なオーサーシップなども行わない。

また、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示するなど、研究活動の正当性の証明手段を確保等するなどの研究インテグリティの確保に努める義務を有する。

研究資料等の保存期間は、当該学術研究の成果を論文、著書等として公表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、試料（実験試料、本）や装置など「もの」については5年間を原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるもの、国又は学会等の学術団体が示す基準あるいは契約により研究資料等の保存期間が定められている場合についてはこの限りではない。

8 研究費の使用

研究活動に従事する者は、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則等を遵守する。

9 利益相反の回避

研究活動に従事する者は、自らの行動において利益相反の有無に十分注意を払い、そのような立場を回避する。さらに、国立大学法人岡山大学利益相反ポリシーを遵守する。

10 研究環境の確立

研究活動に従事する者は、責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究活動に従事する者のコミュニティ及び自らの所属組織の人材配置や機器共用促進を含む設備整備等の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に関する取組に積極的に参加する。

1.1 組織における研究推進

国立大学法人岡山大学が定めた最重点研究分野の研究及び高等先鋭研究院のシステムを強力的に推進するために、学長が本学の先頭に立ち、そのリーダーシップのもとに関係機関とともにスピード感を持って研究推進を行う。

また研究に従事する者「個人」ではなく、研究IR等を用いて集団としての「群」を対象に戦略的に研究推進を行う。

さらに機器共用の推進は、研究基盤整備・有効活用推進ポリシーをもとに行うことで研究活動の整備強化を図り、それに伴う技術職員等の人材を育成強化することで研究推進を加速させる。

1.2 組織における研究人材育成

本学において、大学院博士課程（後期課程）に在籍する大学院生を「研究者」として位置づけ、その人材輩出先を大学・研究機関のみとせず産業界や公的機関などでも活躍できる博士人材として積極的に育成する。

高い研究能力を有して研究活動に従事する者に対して研究活動時間や活動費等のインセンティブを与えるとともに、その者は与えられたインセンティブをもとに研究人材の育成等に努める。

研究活動に従事する者の評価や育成、確保、業務転換、流動等については、研究活動に従事する分野や研究マネジメント部門の組織の特性等を踏まえつつ、研究IRや基準等を用いて、全学で管理運用する。

1.3 組織における研究マネジメント人材育成

本学において、技術職員を研究従事者との研究パートナーと位置づけ、研究を推進する点で重要な人材であるとともに、社会に対して技術リテラシー向上や普及等を担う技術マネジメント人

材として、その育成を広く社会や他機関とともに積極的に行う。

本学において、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を、研究担当理事とともに行動する岡山大学執行部の研究ブレーン組織を担うマネジメント人材として位置づけ、研究の企画・立案・推進等に関わるのみならず、法人経営を担う人材としての育成を図るとともに岡山大学が社会の中核となる研究大学となるための学外活動等を積極的に行う。